

富田林市条例第34号

富田林市手話言語条例

「手話は言語」である。

私たちが使っている日本語（音声言語）を身に付けるための環境は自然にでき上がっています。そして、日本語（音声言語）でいろいろなことを学び、自在に使いこなすことができるようになります。

手話が、日本語（音声言語）と同じように言語として確立されるためには、ろう者にとって、手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守るという5つのことが必要と言われており、これらのことが保障されなければなりません。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いを理解し合うために、また、知識を学び文化を創造するために必要な言語である手話を大切に育んできました。しかし、手話が言語として認められず、手話を使用する環境も整っていなかったことから、さまざまな場面で、多くの不便や不安を感じながら生活されてきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。

富田林市においても、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の輪を広げ、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関して基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障がい者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケ

ーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本理念として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策

(3) 手話による意思疎通の支援に関する施策

2 市は、前項の施策と市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

3 市は、第1項の施策の推進方針を定めるとともに、実施状況を点検し、及び見直しを行うものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 市は、手話を学ぶ機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。